

固定資産税に関する主な届出について

問 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、富士見町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

○ 固定資産税の納税義務者

賦課期日である1月1日現在に登録簿、課税台帳に所有者として登記または登録されている方です。

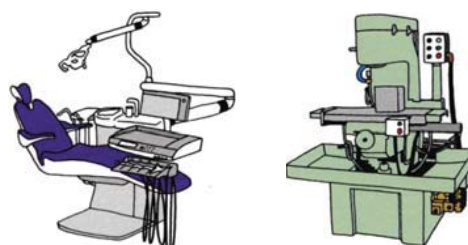
○ 固定資産税の定義

固定資産税の定義については以下のとおりです。

土地	田・畑・宅地・山林・雑種地・原野・沼地・鉱泉地など
家屋	基礎があり土地に定着しているもの
	屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの 居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの
償却資産	事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など

○ 税額の算出方法

固定資産の課税標準額 × 1.4% (税率) = 固定資産税額



○ 免税点

町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

固定資産税に関する主な届出書について

固定資産税に関して次のような事由が発生した場合には、翌年1月31日までに町税係に申告や届出が必要となります。なお、申請書類は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届出書等の名称	提出する主な事由
1	相続人代表者指定（変更）届出書	所有者が亡くなり、相続登記を行わないとき
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅等の軽減を受けるとき
4	認定長期優良（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき（県が発行した認定通知書の写しを添付）
5	住宅用地適用（異動）申告書	住宅用地の所在や地積、所有者の氏名・住所等が変更となったとき
6	納税管理人（変更）申告書	海外赴任等により納税管理人として中部・関東の区域内の人を選任するとき
7	納税管理人（変更）承認申請書	海外赴任等により納税管理人として中部・関東の区域外の人を選任するとき
8	未登記家屋所有者変更届出書	売買・相続・贈与等により未登記の家屋の所有者が変更となったとき
9	家屋滅失届出書	家屋の一部および全部を解体・除却したとき